

令和7年第2回定例会
新冠町議会会議録
第1日（令和7年6月17日）

◎議事日程（第1日）

開会宣言

開議宣告

議事日程の報告

- | | | |
|-----|--------|--|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 会期の決定 |
| 第 3 | | 諸般の報告 |
| 第 4 | | 行政報告（町長・教育長） |
| 第 5 | 諮問第 1号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 第 6 | 諮問第 2号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 第 7 | 諮問第 3号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 第 8 | 報告第 2号 | 例月出納検査の結果報告について |
| 第 9 | 報告第 3号 | 有限会社にいかっぷホロシリ乗馬クラブの経営状況の報告について |
| 第10 | 報告第 4号 | 繰越明許費繰越計算書について（令和6年度新冠町一般会計予算繰越明許費繰越計算書） |
| 第11 | 議案第27号 | 辺地に係る総合整備計画の策定について |
| 第12 | 議案第28号 | 財産の取得について（児童生徒用パソコンの購入） |
| 第13 | 議案第29号 | 新冠町税条例の一部を改正する条例について |
| 第14 | 議案第30号 | 新冠町マイタウン30委員会設置条例の全部を改正する条例について |
| 第15 | 議案第31号 | 新冠町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第16 | 議案第32号 | 新冠町立日高判官館青年の家設置条例を廃止する条例について |
| 第17 | 議案第33号 | 新冠町社会体育施設条例の一部を改正する条例について |
| 第18 | 議案第34号 | 令和7年度新冠町一般会計補正予算 |
| 第19 | 議案第35号 | 令和7年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算 |
| 第20 | 議案第36号 | 令和7年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算 |
| 第21 | 議案第37号 | 令和7年度新冠町簡易水道事業会計補正予算 |
| 第22 | 議案第38号 | 令和7年度新冠町下水道事業会計補正予算 |

閉議宣告

◎出席議員（10名）

1番	酒井益幸君	2番	海馬澤真紀子君
3番	長浜謙太郎君	4番	中山千鶴子君
5番	野中一生君	7番	秋山三津男君
8番	但野裕之君	9番	武藤勝國君
10番	武田修一君	11番	氏家良美君

◎欠席議員（1名）

6番 竹中進一君

◎出席説明員

町長	山本政嗣君
副町長	佐藤正秀君
教育長	下川徳久君
総務課長	島田和義君
企画課長	佐渡健能君
町民生活課長	谷藤聡君
産業課長	鷹嘴寧君
保健福祉課長	新宮信幸君
建設水道課長	関口英一君
建設水道課参事	寺西訓君
農業委員会事務局長	三宅範正君
会計管理者兼税務課長	今村力君
診療所事務長	杉山結城君
特別養護老人ホーム所長	竹内修君
町有牧野所長	湊昌行君
管理課長	佐々木京君
社会教育課長	工藤匡君
総務課総括主幹	小林和彦君
企画課総括主幹	下川広司君
町民生活課総括主幹	曾我和久君
産業課総括主幹	磯野貴弘君
保健福祉課総括主幹	二本柳成児君
管理課総括主幹	伊藤美幸君

管理課総括主幹
社会教育課総括主幹
代表監査委員

楫川聡明君
坂元一馬君
妹尾巨知君

◎議会事務局

議会事務局長
議会事務局庶務係長

田村一晃君
榊拓己君

(午前10時00分 開会)

◎開会宣告

- 議長（氏家良美君） 皆さんおはようございます。
竹中議員は一身上の都合により欠席しております。
ただいまから令和7年第2回新冠町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

- 議長（氏家良美君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 議長（氏家良美君） 議事日程を報告いたします。
議事日程は御手元に配付した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（氏家良美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、1番、酒井益幸議員、2番、海馬澤真紀子議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（氏家良美君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今定例会の会期は本日から6月23日までの7日間といたしたいと思
います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から6月23日までの7日間とすることに決定いたしました。
お諮りいたします。議案等調査のため、6月18日、19日及び6月21日、22日の
4日間を休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。
よって、6月18日、19日及び6月21日、22日の4日間を休会することに決定いた
しました。

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（氏家良美君） 日程第3、諸般の報告を行います。
町長から御手元に配付のとおり議案の提出がありましたので報告いたします。
次に、一部事務組合議会の開催状況、閉会中の諸行事の出席状況、説明員の報告につき

ましては、御手元に配付したとおりですので御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告（町長・教育長）

○議長（氏家良美君） 日程第4、行政報告を行います。

議案の審議に先立ち、町長並びに教育長から行政報告の申出がありましたのでこれを許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 本年第2回、新冠町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄何かと御多用の中、御出席を賜り厚く御礼申し上げます。議長から、発言の許可を頂きましたので、令和7年第1回定例会以降の主要な行政の動向につきまして、項目の順に従い御報告させていただきます。

はじめに、マイタウン30委員会の開催についてでございます。

町は、「開かれた行政の推進」と「まちづくりへの町民参画」を目的にマイタウン30委員会を設置しているわけですが、これまでの間、当委員会の協議、提案の方法、あるいはいただいた意見の活用方法などにおきまして、委員会の運営と運用について課題を抱え、改善の方策について議論を重ねてきたところでございます。

令和5年2月の開催以降、協議を重ねまして、この度、マイタウン30委員会の改革案の策定を終えましたことから、町総合計画の進捗状況などまちづくりの現状報告と併せて改革案の協議を行うために委員会を開催いたしました。

委員会は、3月21日、20名の委員の出席を頂きまして、役場会議室において開催いたしました。

会議では、新たなマイタウン委員会を、10代から70代までの自薦による男女で構成し、進行しているまちづくり事業について、意見、感想を述べ、これらの声を行政と議会が共有するというマイタウン委員会の改革案について提案をしたほか、日高德洲会病院の立地協定、あるいは役場裏の民有地の取得について町側から報告をいたしました。

いずれの提案、報告も承認を頂くとともに、新たなマイタウン委員会については、若年世代の意見聴収など幅広い意見を徴することに各委員の賛同を得るに至りました。

町は、様々な広聴事業を実施しておりますが、まちづくりのニーズに合わせて、より効果的な手法へと広聴事業を改めていくことが必要です。

この度、マイタウン30委員会は、各分野の有識者による委員会から、若年層を含めた幅広い世代から意見と感想を頂く委員会へと変更いたしますけれども、今後におきましても新たな課題を認識したときには、速やかに解決に向けた調整をすることでより効果的な広聴事業となるよう努めてまいる考えでございます。

次に機構改革について申し上げます。当町では、本年4月1日付け及び6月1日付けで機構改革を行い、庁内組織の見直しを行いましたので、御報告申し上げます。

まず、4月1日付けで、総務課内に「行政DX推進係」を、産業課内には「鳥獣被害対策推進室」を設置いたしました。

行政DX推進係は、急速に進展する社会のデジタル化や、国が推進する自治体DX推進方針に対応するためには、全庁的な調整、推進体制が必要と考え、専任職員1名を配置したものでございます。

国から、地方公共団体がオンライン化を推進すべき手続きが示されておりますので、処理件数が多く、オンライン化の推進によりまして、町民の利便性の向上や行政運営の効率化を図られる業務を検討し、計画的に推進してまいります。

また、鳥獣被害対策推進室は、近年、クマやシカを初めとする野生鳥獣による農作物被害や住民生活への影響が顕在化しており、特にクマが出没した際には、現地確認や関係機関との連携、住民周知、捕獲対応など一連の対応を短期的に、集中的に行う必要があることから、産業課全体で一体的に取り組む体制を構築したものでございます。

今後におきましても、鳥獣被害対策には迅速に対応し、被害の未然防止と被害軽減に向けて対応してまいります。

さらに、6月1日付では「ふるさと納税推進室」を設置いたしました。

ふるさと納税推進室は、プロジェクトチームとして設置したもので、ふるさと納税を担当する総務課と、企業版ふるさと納税を担当する企画課の職員から選抜をし、兼務発令をしたものでございます。

ふるさと納税は、自主財源に乏しい当町にとって貴重な財源となりますとともに、地場産業振興の一助となる制度でございますので、なお一層の推進を図るべく推進室を設けたもので、庁舎内の横断的な体制や地元事業者とのさらなる連携強化を通じて、町の活性化に資するよう努めてまいりたいと存じます。

次に「熊出没に関わる対応」について御報告を申し上げます。

6月6日、午前0時29分。節婦町の国道235号線を新冠方面に走行中の車両ドライバーが体長およそ2メートルの熊を目撃したとの通報が静内署に寄せられた旨、同署から当町へ連絡がありました。

町は、同日午前中に、各種情報通信を活用いたしまして、町民周知を図ったほか、午後には節婦市街地を中心に周知チラシの配布と広報車による注意喚起を行いました。

また、日高軽種馬共同育成公社に対し警戒を呼びかけると同時に箱ワナと監視カメラを熊の活動予想箇所に設置しております。

加えて、熊の出没箇所は、スクールバス運行路線に隣接しておりましたことから、小中学校の保護者に対し、校務支援システムを活用しまして、熊出没状況を周知したほか、節婦地区3カ所の停留所付近において、スクールバス乗降時刻前後の町職員による見回りを実施いたしました。

さらに、6月7日午前11時頃、判官館森林公園岬付近の遊歩道に熊の糞らしき物があるとの通報があり、町職員が現地調査をしたところ熊の糞であることを確認したため、前

日と同様、町の情報通信によりまして町民周知を図ったほか、キャンプ場をはじめ必要箇所
の閉鎖と注意喚起の看板を設置するなど、公園利用者の安全確保を図るとともに、市街
地及び節婦市街地における広報を行ったところでございます。

6月12日には、朝日の森に事務所を構えます株式会社mmガードの協力を得まして、ド
ローンによる調査を実施いたしましたが、熊の個体を確認するまでは至りませんでした。
十分な確認作業等を尽くしてまいります、安全確保を徹底するため6月中は、キャンプ
場及び遊歩道の利用は中止をさせていただくこととしております。

また、6月13日午前5時30分頃に、西泊津の牧場坂路調教施設付近でおおよそ1メー
トルの熊1頭を目撃情報があったほか、同日午後2時15分頃には、新冠共同墓地付近を
走行中の車両ドライバーから、体長おおよそ1.5メートルの別個体と思われる熊1頭を目
撃情報があり、直ちに現地確認の上、静内警察署と情報共有を行っております。

いずれの目撃情報におきましても、町猟友会ハンターとの地域巡回及び各種情報通信に
よる情報発信と広報車による注意喚起、さらにはチラシ配布による住民周知を実施したと
ころでございます。

併せて、出没付近の公共施設であるパークゴルフ場の閉鎖と温泉施設駐車場における投
光器、監視カメラ及び注意看板を各2機設置し、警戒を呼びかけているところでございま
す。

短期間に複数の熊目撃情報があり、同時に複数箇所での安全対策を講じることとなり、
施設利用者等の町民の皆さんには御不便をおかけすることが多いかと思っておりますけれど、
いずれの対応も町民を含めた利用者の方々の安全を確保するためであることを御理解頂き、
皆さんの御協力を得ながら不測の事故が生じることのないよう、迅速にできる方策を尽く
し、最善の対応に努めていく考えでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

最後に、今定例会に提案しております案件でございますが、人事案件3件、報告案件2
件、一般議案7件、本年度の各会計補正予算5件を提案させていただくこととしておりま
す。それぞれ提案の際に具体的に御説明申し上げますので、全案件とも提案どおり御決定
賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（氏家良美君） 町長の行政報告が終わりました。

次に、教育長から教育行政報告を行います。

下川教育長。

○教育長（下川徳久君） ただいま議長より発言の許可を頂きましたので、令和7年第1
回定例会以降の教育行政に関する事項について御報告申し上げます。

はじめに、「第9次新冠町社会教育中期計画の策定について」御報告申し上げます。

新冠町教育委員会では新冠町のまちづくりにおける最上位計画である「第6次新冠町総
合計画」に基づき、新冠町の教育、学術及び文化振興に関する「新冠町教育大綱」が令和
3年4月に策定されております。

これら上位計画の下、社会教育における基本目標の達成を目指し、より具体的な施策を進めるため、第8次社会教育中期計画を令和3年度より5カ年の計画期間に定めておりました。この第8次の計画策定期間が本年度をもって終了することから、新たに「第9次新冠町社会教育中期計画」を策定するものであります。

計画策定に当たり、第6次新冠町総合計画の理念である「思いやりと笑顔あふれるレ・コードなまちにいかっふ」を念頭に持続可能なまちづくりを目指し、新冠町における社会教育の基本目標を設定した計画を策定いたします。その際、1、現計画の検証、評価、課題の抽出。2、ウェルビーイングの考えに基づいた社会教育の将来像の考え方。3、社会教育推進の策定について分析、検討。4、少子化、担い手不足、異文化交流、デジタルリテラシーなど、新たな課題への対応を主な観点とし、新冠町社会教育委員及び新冠町スポーツ推進委員からなる新冠町社会教育中期計画策定委員会を構成し計画づくりを進めてまいります。

次に、「レ・コード館における科学工房の利用について」御報告申し上げます。

レ・コード館科学工房につきましては、令和7年3月31日まで新冠町商工会がジュニアLabo事業として施設利用しておりました。事業が移転した後は、今後の方針が定まっていなかったことから、青年団体の会議での利用や、4月29日に開催したSTVラジオの公開生放送の会場として利用するなど、教育委員会の主催事業での利用を進めてまいりました。

科学工房は、レ・コード館の入り口に最も近く、中の様子が見え、入りやすく開放感があること、靴を脱いでくつろげるスペースがあること、指定所熱避難施設、クーリングシェルターの機能を有することなど様々な利点を有することから「町民がより利用しやすい公共施設」をコンセプトに今年度については、誰もが利用しやすい空間として試行的な利用展開し、どのような形での利用が有効か検証したく考えております。

一つ目にキッズスペースとしての開放、二つ目に写真や介護などの展示スペースとしての活用、三つ目に図書プラザ主催のクーリングシェルター機能を生かした映画上映、四つ目に読み聞かせスペースとしての活用、五つ目にボランティア活動の拠点スペースとしての活用など、いずれもフリースペースとしての活用を基本に進めてまいりたいと考えております。

なお、開設につきましては、7月7日を予定し準備を進めております。

以上で、第2回定例会における教育行政執行方針とさせていただきます。

○議長（氏家良美君） 教育長の教育行政報告が終わりました。

◎日程第5 諮問第1号

○議長（氏家良美君） 日程第5、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤副町長。

○副町長（佐藤正秀君） 諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして提案理由を申し上げます。

本年9月30日をもって任期満了となります委員の後任に、引き続き下記の方を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

意見を求める方は、字西泊津13番地の105にお住まいの田外清さんで、昭和28年生まれの72歳の方でございます。個人の履歴につきましては、次ページのとおりです。

人権擁護委員は法務大臣から委嘱され、地域において人権相談、人権啓発及び人権救済などの活動を行うことが職務となっており、任期は3年でございます。

今回意見を求める田外さんは平成19年から人権擁護委員を務めており、地域における活動はもとより、日高人権擁護委員協議会の会長などを歴任し、職責を果たしてこられたことから、適任であると判断し、引き続き人権擁護委員として推薦しようとするものでございます。

以上が諮問第1号の提案理由でございます。提案どおり御決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

これより、諮問第1号についての採決を行います。

お諮りいたします。諮問第1号は原案を適任とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美） 全員挙手であります。

よって諮問第1号は原案を適任とすることに決定いたしました。

◎日程第6 諮問第2号

○議長（氏家良美君） 日程第6、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤副町長。

○副町長（佐藤正秀君） 諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

本年9月30日付けをもって任期満了で退任されます扇谷勉さんの後任に、下記の方を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

意見を求める方は、字北星町7番地の61人にお住まいの観音隆志さんで、昭和38年生まれの62歳の方でございます。個人の履歴につきましては次ページのとおりです。

今回意見を求める観音さんは小学校教諭として長く在職され、人格、識見にすぐれ、公正な判断力を有する方であることから、適任であると判断し、人権擁護委員として推薦しようとするものでございます。

以上が諮問第2号の提案理由でございます。提案どおり御決定頂きますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

諮問第2号についての採決を行います。

お諮りいたします。諮問第2号は、原案を適任とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって諮問第2号は、原案を適任とすることに決定いたしました。

◎日程第7 諮問3号

○議長（氏家良美君） 日程第7、諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

武田修一議員は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので退席を求めます。

提案理由の説明を求めます。

佐藤副町長。

○副町長（佐藤正秀君） 諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして提案理由を申し上げます。

本年9月30日をもって任期満了となります委員の後任に、引き続き下記の方を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

意見を求める方は、字高江308番地の3にお住まいの武田明美さんで、昭和37年生

まれの62歳の方でございます。個人の履歴につきましては10ページのとおりです。

今回意見を求める武田さんは、平成28年から人権擁護委員を務めており、地域における活動はもとより、日高人権擁護委員協議会の子ども人権委員会副委員長などを歴任し、職責を果たしてこられたことから、適任であると判断し、引き続き人権擁護委員として推薦しようとするものでございます。以上が諮問第3号の提案理由でございます。提案どおり御決定頂きますよう、よろしく願いいたします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決をしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

これより、諮問第3号についての採決を行います。

お諮りいたします。諮問第3号は、原案を適任とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、諮問第3号は原案を適任とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時26分

再会 午前10時34分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第8 報告第2号

○議長（氏家良美君） 日程第8、報告第2号、例月出納検査の結果報告についてを議題といたします。

監査委員より例月出納検査の結果報告がありましたので、質疑を省略し、報告のとおり受理することにしたと思っております。

◎日程第9 報告第3号

○議長（氏家良美君） 日程第9、報告第3号、有限会社にいかっぷホロシリ乗馬クラブの経営状況の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） 報告第3号、有限会社にいかっぷホロシリ乗馬クラブの経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、有限会社にいかっぷホロシリ乗馬クラブの令和6年度事業報告及び決算に関する書類、並びに令和7年度事業計画及び予算に関する書類を別紙のとおり提出するものでございます。

御手元に配付の報告第3号資料により説明いたします。当該資料は、去る5月22日開催の株主総会において承認可決されたものでございます。

主な令和6年度事業について説明いたしますので、2ページをお開きください。下段全体の項目中1行目から5行目までの記載を読み上げます。結果として乗馬クラブは利用者が増加し、7500万円の事業収入となり、道の駅物産館では、店舗内販売品売上げ、ふるさと納税返礼品売上げともに増加し、1億7100万円の事業収入を得ました。会社全体では総事業収入2.5億円を計上し、今期の経常利益は、233万9199円、当期純利益182万3500円となりました、とあります。

次に、令和6年度の経営状況について、決算報告書、損益計算書で説明いたしますので5ページをお開きください。主だった科目の額を読み上げ、その後、前年度比を口頭で述べます。読み上げる額は、金額の欄右側の欄に記載の金額になります。純売上高合計2億4589万6739円、前年度比3218万2316円の増。仕入れ経費などからなる売上げ原価は1億5117万1924円、前年度比2213万2690円の増。純売上高から売上げ原価を差し引いた売上げ総利益は9472万4815円、前年度比1004万9626円の増。人件費などからなる販売費及び一般管理費は9290万1196円、前年度比725万7246円の増。売上げ総利益から販売費及び一般管理費を差し引いた営業利益は182万3619円、前年度比279万2380円の増となっています。続いて営業外収益は60万8165円、前年度比137万5917円の減。営業外費用は9万2585円、前年度比5万4193円の増。営業利益に営業外収益を加算し、営業外費用を差し引いた経常利益は233万9199円、前年度比136万2270円の増となっています。今期は減価償却を終えた一部固定資産を除却していますので、簿価4円を除却損として計上しており、経常利益から除却損を差し引いた233万9195円が税引き前当期純利益となります。法人税等は51万5695円。税引き前当期純利益から法人税等を差し引いた当期純利益は182万3500円、前年度比122万2544円の増であり、令和6年度は黒字決算となっています。

次に資産状況の概略について説明しますので、4ページにお戻りください。貸借対照表における資産の部、資産合計7986万376円、前年度比357万7383円の増となっています。主に流動資産中販売品が現金化され、現金預金の科目が前年度比916万274円増加したことにより、次に右の欄に移りまして負債の部、負債合計1655万4876円、前年度比175万3883円の増。下段に移ります。純資産の部、繰越利益剰余金は2430万5500円であり、この額は、昨年度の繰越利益剰余金2248万2000円に、今年度の当期純利益182万3500円を加算した額となっています。純資

産合計は6330万5500円、前年度比182万3500円の増となっています。負債純資産合計は資産合計と同額の7986万376円です。6ページは販売費及び一般管理費の内訳です。7ページが、製造原価報告書です。8ページは株主資本等変動計算書となっており、株主に帰属する純資産の部、各項目の変動額について示すものですが、いずれの項目も当期純利益の額182万3500円増加しています。12ページをお開きください。令和7年度事業計画案です。概要のみ申し上げます。営業展開として、隣接施設との連携強化とオリジナル商品の開発と販売、中長期的な事業展開として、高規格道路建設排出土砂の搬入工事完了後において、ロングトレッキングコースを改正する計画、及び新冠インターチェンジ開設による道の駅利用客の増加を見込んだ営業展開を計画しています。次に、14ページをお開きください。令和7年度収支予算書における見積損益計算書となっています。表の上、収入の部上段、令和7年度事業収入予算の小計は1億5960万円。表の下、下段支出の部、令和7年度事業支出予算の小計は1億5703万円。表の最下段、差引き益金予算額は236万円となっています。収入支出予算額が減額となっていますが、このことは、これまでのワインの輸入元である株式会社日高ブランドよりトンネルワインを仕入れ、ホロシリ乗馬クラブがふるさと納税返礼品として出品していましたが、令和7年度より株式会社日高ブランドが自ら出品することとしたため、これまで計上していたトンネルワインのふるさと納税返礼品取扱いによる収入と支出分が減額となったことによります。なお、発送業務手数料等は、これまでと同様ホロシリ乗馬クラブの収入として見込んでおり、当期利益に与える影響等はございません。15ページ、16ページは乗馬クラブ、道の駅それぞれの見積損益計算書です。後刻御覧頂きたいと思っております。

なお、5月22日開催の株主総会において、山本町長が取締役に選任されていますことをあわせて報告いたします。

以上が報告第3号有限会社にいかっぷホロシリ乗馬クラブの経営状況の報告についてです。よろしく願いいたします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

報告第3号については報告のとおり受理することといたしたいと思っております。

◎日程第10 報告第4号

○議長（氏家良美君） 日程第10、報告第4号、繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田総務課長。

○総務課長（島田和義君） 報告第4号、繰越明許費繰越計算書について、提案理由を申し上げます。

令和6年度新冠町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

繰越した事業につきましては、令和6年第3回、第4回定例会及び令和7年第1回定例会の補正予算において、議決をいただいたものです。繰越明許費とは、予算が成立をして事業を執行する上で、その年度内に事業が完了しない見込みとなった場合に、予算を翌年度に繰越して執行することができるというものです。繰越しに当たっては、法の規定において、歳出予算を翌年度に繰越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会に報告しなければならないとされており、繰越計算書の調製を終えたことから、本定例会で報告するものです。

次ページをお開き願います。令和6年度新冠町一般会計繰越明許費繰越計算書です。2款総務費、1項総務管理費、テレビ共同受信施設整備事業3715万3000円は、老朽化の著しい新和地区テレビ共同受信施設を更新する費用ですが、国庫補助金の交付決定が遅延し、年度内に完了が見込めないことから、未執行の2961万2000円を繰越したものの。3項戸籍住民基本台帳費、戸籍電算化事業1829万3000円は、戸籍情報システムの運用管理に伴う費用ですが、このうち自治体情報システムの標準化対応に係る移行作業に時間を要し、年度内完了が見込めないことから、係る費用899万8000円を繰越したものの。3款民生費、1項社会福祉費、新冠町子ども発達支援センター事業2792万3000円は、子ども発達支援センターあおぞらの運営に要する費用ですが、国の補正予算を活用したエアコン設置事業について、補助金交付決定が令和7年4月以降となり、年度内完了が見込めないことから、設置費用169万4000円を繰越したものの。第2回住民税非課税世帯臨時特別給付金3199万円は、1世帯当たり3万円、児童1人あたり2万円を給付するものですが、申請期限を本年5月30日までとしていたことから、未執行分847万円を繰越したものの。5款農林水産業費、1項農業費、道営土地改良事業負担金1億5558万2000円は、営農水利施設及び農道整備に係る北海道への負担金ですが、東泊津地区農道集落道整備事業に係る事業進捗を図るため、令和6年度の執行残168万8000円を、当該事業に充当されるよう北海道から要請を受け、繰越したものの。7款土木費、1項道路橋梁費、道路メンテナンス補助事業2893万7000円は、橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁の維持管理に係る費用ですが、節婦小橋等橋梁整備事業の進捗を図るため、令和6年度の執行残378万4000円を本事業に充当されるよう北海道から要請を受け、繰越したものの。8款、1項ともに消防費、日高中部消防組合負担金2億3592万9000円は、組合本部及び新冠支署への運営負担金ですが、新冠支署に配備をしている大型水槽車の更新事業について、車両メーカー側での車両部材の調達が遅れ、年度内の車両納品が見込めないことから、係る負担金の金額3180万円を繰越したものの。節婦町地区津波避難タワー建設事業6155万円は、節婦町地区に整備する津波避難タワーに係る6年度分の予算額ですが、このうち敷地造成工事に対し、国の補正予算により追加内示となりましたが、補助金交付決定が令和7年1月となり、年度内完了が見込めないことから、係る費用1272万7000円を繰越したものの。避難所環境改善事業8460万円は、国の補正予算で実施される避難所の環境整備事業を活用して、トイレコンテナ等

を購入する費用ですが、補助金交付決定が令和7年3月となり、年度内完了が見込めないことから、事業費全額を繰越したものです。事業費の合計金額6億8195万7000円のうち、1億8337万3000円を令和7年度に繰越しており、これに係る財源内訳は掲載のとおりです。

以上が報告第4号、繰越明許費繰越計算書の提案理由です。御審議を賜り、報告のとおり受理くださるようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、報告第4号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

報告第4号については、報告のとおり受理することといたします。

◎日程第11 議案第27号

○議長（氏家良美君） 日程第11、議案第27号、辺地に関わる総合整備計画の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田総務課長。

○総務課長（島田和義君） 議案第27号、辺地に係る総合整備計画の策定について提案理由を申し上げます。

東川、美宇、太陽辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり策定いたしたく、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

辺地に係る総合整備計画は、法の定めにより計画期間は5年間でございます。計画策定が整いますと、掲載された事業の財源として、辺地対策事業債を発行することができます。辺地対策事業債は、後年次の元利償還金に対し80%が交付税措置されますことから、自治体の財政運営上、大変有利な地方債となります。

このたび策定しようとする辺地総合整備計画におきまして、計画したのは、道路整備事業、電気通信施設整備事業及び飲用水供給施設整備事業でございます。計画の策定にあたり、事前に北海道知事に対し協議を行いましたところ、5月9日付けで異議がない旨の回答がありましたことから、議会の議決を得たのち、総合整備計画書を総務大臣へ提出しようとするものです。

2ページをお開きください。1、東川辺地に係る総合整備計画を次のとおり策定しようとするものです。（1）辺地の概況ですが、辺地を構成する町村または字の名称は、新冠郡新冠町字東川、共栄。地域の中心の位置は、新冠郡新冠町字東川68番地3。辺地度点数は295点です。（2）公共的施設の整備を必要とする事情でございますが、東川辺地は小

河川に沿って耕地が広がる農業地帯でございます。道路は大型輸送車両が頻繁に通行することから、老朽化対策、防災対策、減災対策を目的に長寿命化修繕計画に基づき、実施事業を実施するものです。電気通信施設につきましては、現状のテレビ共同受信施設の経年劣化が激しく、テレビの視聴に支障を来している状態であるため、更新を行うものでございます。(3) 公共的施設の整備計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間で、道路は事業主体、新冠町、事業費7950万円、財源内訳は特定財源5028万3000円、一般財源2921万7000円で、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は2920万円です。今年度は対象事業の予定はありません。電気通信施設は、事業主体、新冠町、事業費7040万、財源内訳は特定財源3370万、一般財源は3670万円で、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は同額の3670万円です。今年度は、耐用年数を超過した同軸ケーブルによるテレビ線を光ケーブルへの張り替え工事の実施を予定しております。3ページをお開きください。2、美宇辺地に係る総合整備計画を次のとおり策定しようとするものです。(1) 辺地の概況ですが、辺地を構成する町村または字の名称は、新冠郡新冠町字美宇、新和。地域の中心の位置は、新冠郡新冠町字新和140番地2。辺地度点数は366点です。(2) 公共的施設の整備を必要とする事情でございますが、美宇辺地は酪農、肉牛、水稻及び軽種馬農家が混在している地域で、道路は大型輸送車両が頻繁に通行することから、老朽化対策、防災対策、減災対策を目的に長寿命化修繕計画に基づき、事業を実施するものです。(3) 公共的施設の整備計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間で、道路は事業主体、新冠町、事業費7800万、財源内訳は特定財源4933万5000円、一般財源は2866万5000円で、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は2860万円です。今年度は対象事業の予定はありません。

4ページを御覧ください。3、太陽辺地に係る総合整備計画を次のとおり策定しようとするものです。(1) 辺地の概況ですが、辺地を構成する町村または字の名称は、新冠郡新冠町字太陽、里平。地域の中心の位置は、新冠郡新冠町字太陽164番地1。辺地度点数は382点です。(2) 公共的施設の整備を必要とする事情でございますが、太陽辺地は酪農、肉牛、畑作及び稲作農家が混在している地域で、道路は大型輸送車両が頻繁に通行することから、老朽化対策、防災対策、減災対策を目的に長寿命化修繕計画に基づき、実施事業を実施するものです。飲用水供給施設は、老朽化した導水管や配水管からの漏水が著しく、地域の生活や営農に支障をきたしている状況にあり、住民に安全かつ良質な水道水の供給に努めるべく、事業を実施するものです。(3) 公共的施設の整備計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間で、道路は事業主体、新冠町、事業費1億3905万円、財源内訳は、特定財源8794万9000円、一般財源は5110万1000円で、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は5110万円です。今年度は道路メンテナンス補助事業で、美園橋、暁橋、2橋の実施設計業務の実施を予定しております。飲用水供給施設は、事業主体、新冠町、事業費3億3000万円、財源内訳は特定財源1億6862万6000円、一般財源は1億6137万4000円で、一般財源のうち辺地対策事業債の予

定額は1億6130万円です。今年度は、水利施設等保全高度化事業で、太陽地区の配水管を敷設するもので、事業に関しては、北海道に対する負担金及び町の単独事業を予定しております。

以上が議案第27号、辺地に係る総合整備計画の策定についての提案理由です。御審議を賜り、提案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第27号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第27号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第28号

○議長（氏家良美君） 日程第12、議案第28号、財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐々木管理課長。

○管理課長（佐々木京君） 議案第28号、財産の取得について、次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めます。

提案理由を御説明いたします。本議案に係る財産の取得は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条に定める予定価格が1000万以上の動産の買入りに該当することから、議会の議決を求めます。1、取得する財産及び数量、（1）名称、児童生徒用パソコン端末一式。（2）数量、385台。（3）仕様、クロームOS。2、取得の目的、GIGAスクール構想第2期における児童生徒1人1台端末の整備に向けて、教育用パソコン端末等を取得するためであります。3、取得金額、1990万4500円。4、契約の相手方、札幌市中央区大通14丁目7、東日本電信電話株式会社執行役員北海道事業部長島津泰。本件につきましては、令和2年度にGIGAスクール

構想により導入した児童生徒1人1台パソコン端末機が更新時期を迎えることから、第2期G I G Aスクール構想に基づき機器更新を行うものであります。入札業務につきましては、補助率3分の2の国庫補助対象要件に該当させるため、北海道教育委員会が主体となる北海道公立学校情報機器整備共同調達会議が実施し、参加する各市町村が個別に契約する形となります。

以上が議案第28号、財産の取得に係る提案理由です。御審議を賜り、提案どおり御決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第28号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

武藤議員。

○9番（武藤勝罔君） 9番武藤です。このG I G Aスクールに基づいて4年前から始まった事業ですけども、今年度で終わって7年度から第2期ということで、まずお尋ねしたいのは1期をして、その新冠町でのやってきた成果だとか問題点、課題だとか、そういう点について、簡単でいいですから。それと、第2期がもう今年度から始まるんですけど、この第2期での目標というか方向性、どういうことを目指すのかちゅう点について、その点をお尋ねします。

○議長（氏家良美君） 佐々木管理課長。

○管理課長（佐々木京君） はい、お答えいたします。前回、5年前に導入しまして児童生徒用ということで、小学校に264台、中学校155台のタブレット型PCということで1人1台保有しております。この間、学習の中で学習ソフトを用いて、それぞれ各児童生徒とも学習の中で使っております。加えてコロナ禍での対応もリモート等でしております。それから、プログラミングなどにつきましても、商工会のラボ事業とかで行っておりますが、そちらのほうでプログラミングなど子どもたちにとってはパソコン、ICT環境が非常に身近になったというふうに捉えております。2期の方向性につきましてはですが、1期を踏まえながら、引き続きICT環境、これからデジタルの中身が増えていきます。役場の中でもDX担当ということで、世の中流れの中でパソコン、ICT環境が必要となっておりますので、引き続き事業等で使っていくという、すいません、大まかなところでそういうふうに考えております。

○議長（氏家良美君） ほかにございませんか。

武藤議員。

○9番（武藤勝罔君） 私、文科省のホームページ見ますと、この点に関して、今後のAI戦略にとっても重要ちゅう表現でなされてるんですよ。ですから多分、これから2期の中ではまだ出てきてはないんですけども、多分AIとの関係での動きちゅうかそういうのは強まっていくと思うんですよ。特にそのAIは今回も別な議案で、デマンドバスで出てきますけど、これはもうとにかく今運転手不足だとかそういう状況の中では、やむを

得ないと思うんですけど教育の中でこのAIが導入されてきて、本当に子どもの成長にとって、本当に大丈夫なのかって心配してるんですよ。現に、大学生なんかでも報道されるように、いろんな試験問題だとか出されたときに、AIでやって、もうそれを教授に提出しているっちゃう、小学校だとか中学校ではまだないんです。ただ、現実にはもう全国でこのAIを要する導入されてる学校が私立なんかで何校かありますから、だからそういう点で本当にこれやられたら、本当に自主的に考えていく子どもが育ってくるのかどうかという心配してるんですよ。そこら辺についての考えちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○教育長（下川徳久君） 武藤議員が御心配されている部分についてお答えいたします。AIについて、考える力を放棄したような学びを避けるために、まず、ICTにつきましても、基本的な知識、技能、思考、判断につきましてもは従来と同じような形で、子どもたちにまず授業を持って身につけることに取り組んでおります。その中で時代として、AIの良さも一方では、子どもたちに伝えていかなきゃならない時代を迎えております。ただ、そのAIによって、そのことで犯罪等にも結びつくような懸念もありますことから、そのことにつきましてもは、デジタルリテラシーといいまして、先ほど私が行政報告の中で社会教育で申し上げましたが、その部分につきましても、子どもたちの教育を高め、武藤議員がおっしゃるような、不安につながらないような教育を現場として進めていく所存でございます。以上でございます。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

但野議員。

○8番（但野裕之君） 但野です。確認のために、1点質問いたします。これまで児童生徒に貸与してきた端末機はどのように処理されるのか、お願いいたします。

○議長（氏家良美君） 佐々木管理課長。

○管理課長（佐々木京君） はい。先ほど言いましたように児童タブレット型端末が対象となります。全部で419台。こちらのほうはですね、OSのライセンス等が切れますので、それで、どのように対応できるかなんですけど、まずは庁舎内で、その台数も多いことですから、どういったことで使えるかというのを検討します。ただ老朽度合いも子どもたち使っているものですから、ちょっと現物も見ないと対応できないかなと思っておりますので、全部が全部使えるかなというのは今のところちょっと疑問ですけど、使えるものは使っていきたいというふうに考えております。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第28号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第29号

○議長（氏家良美君） 日程第13、議案第29号、新冠町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

今村税務課長。

○税務課長（今村力君） 議案第29号、新冠町税条例の一部を改正する条例について、新冠町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めようとするものです。

提案理由及び改正内容につきましては、改正に伴う改め文及び新旧対照表での説明は省略させていただき、御手元に配付しております議案第29号資料により説明させていただきますので、そちらを御覧願います。

はじめに、提案理由ですが、令和7年度税制改正の大綱に沿って、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、令和7年4月1日施行の部分については、新冠町税条例を専決処分により一部改正を行い、5月9日開催の第2回臨時会において報告、承認を受けたところでありますが、施行日が令和8年1月1日以降の部分について今回所要の改正を行うものでございます。

次に、改正内容ですが、今回は個人町民税関係と町たばこ税関係、そしてその他として地方税法施行規則改正に伴う改正の3点でございます。

最初に、（1）個人町民税関係です。①特定親族特別控除額の導入に伴う改正ですが、大学生の年代、19歳以上23歳未満の子などが特定扶養控除に該当しなくなる所得58万円を超えても、123万円以下であれば、扶養する親等が受けられる特定親族特別控除を創設するものでございます。控除額は1ページ下段の表1のとおりで、45万円から3万円までの7段階となっております。それから、特定親族特別控除額の導入に伴い、公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定の整備や、給与所得者または公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載事項に特定親族を追加するなど、所要の改正を行うものでございます。なお、施行日は令和8年1月1日です。2ページに移ります。次に、（2）町たばこ税関係です。①の加熱式たばこの課税方式の見直しですが、加熱式たばこは紙巻きたばこよりも税負担が低く、課税の公平性を欠いている状況にあることから、税負担差を解消するための課税方式の見直しを行うこととし、具体的には加熱式たばこの課税標準の特例として、当分の間、重量のみに応じて紙巻たばこの本数に換算する方式に改めようとする

るもので、換算方法は、中段の大きい黒丸のとおりで、スティック型の加熱式たばこは、重量0.3グラムをもって、紙巻紙巻たばこ1本に換算。スティック型以外の加熱式たばこは重量0.2グラムをもって紙巻きたばこの1本に換算する方式です。ただし、激変緩和の観点から、段階的に実施することとし、令和8年4月1日から同年9月30日までの間は、従来の方法により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じた本数と、改正後の方法により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じた本数の合計数とし、令和8年10月1日から改正後の方法により換算した紙巻たばこの本数とします。施行日は、令和8年4月1日です。次に、その他、公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を示した地方税法、地方税法施行規則の改正に伴う改正です。公示事項を総務省令で定める方法により、不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項を記載された書類を、町の掲示場に掲示し、または町の事務所に設置したモニターに表示したものを閲覧することができる状態に置く措置をとることによって行うとされたことから、改正を行うものでございます。なお、施行日は、地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日となっております。3ページに移ります。次に附則でございますが、第1条は施行期日で、この条例は令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規則は、当該各号に定める日から施行するとし、第1号は、

(2) ①の加熱式たばこの課税方式の見直しに係る改正規定と、附則第4条の施行期日を定めており、令和8年4月1日から施行するものです。第2号は、(3) ①の公示送達に係る改正規定と附則第2条の施行期日を定めており、地方税法等の一部を改正する法律附則第1条、第12号に掲げる規定の施行の日から施行するものです。第2条は、公示送達に関する経過措置で、第1条第2号の規定による(3) ①の公示送達に係る改正部分は、第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例によるものとします。第3条は、町民税に関する経過措置で、(1) ①のうち、特定親族特別控除額の導入に係る改正部分と、公的年金受給者の個人住民税申告義務に係る規定の整備は、令和8年度以後の年度分に個人の町民税について適用し、令和7年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によるものです。第2項は、令和8年度分の個人町民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額は85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるものを、特定親族特別控除額とするものです。第3項及び第4項は、

(1) ①のうち、給与所得者または公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載事項に係る改正は、令和8年1月1日以後に支払いを受けるべき給与または公的年金等の支払い者に提出する申告書について適用し、令和8年1月1日までに支払いを受けるべき給与または公的年金等の支払い者に提出した申告書については、なお従前の例によるものです。第4条は、町たばこ税に関する経過措置で、(2) ①の加熱式たばこの課税方式の改正部分に

ついて、次項に定めるものを除き、令和8年4月1日前に課した、または課すべきであった加熱式たばこに係る町たばこ税については、なお従前の例によるものです。第2項は、令和8年4月1日から同年9月30日までの間に売渡し等が行われた加熱式たばこに係る製造たばこの本数は、税条例第94条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、2ページの中段ただし書に記載した方法により換算することを規定しています。4ページに移ります。第3項は、換算した製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合は切り捨てることを規定しています。以上が議案第29号新冠町税条例の一部を改正する条例の提案理由でございます。御審議を賜り、提案どおり御決定くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第29号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより議案第29号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第30号

○議長（氏家良美君） 日程第14、議案第30号、新冠町マイタウン30委員会条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） 議案第30号、新冠町マイタウン30委員会設置条例の全部を改正する条例について、新冠町マイタウン30委員会設置条例の全部を改正する条例を以下のとおり定めようとするものです。

このたびの条例の全部改正は、これまで町総合計画の進捗状況及びまちづくりの現状について説明を行い、まちづくりへの参画の委員会であったマイタウン30委員会について、その役割と運用を見直し、幅広い世代からまちづくりの特定事項について客観的意見と感想をいただき、いただいた意見等を議会と共有することで町民協働のまちづくりを推進し

ようとするものでございます。

また、改正は広範囲で大幅なものであるため、当該条例を全面的に改める方式をとることとし、条例の継続性を保つために全部改正の方式をとってございます。

改正の内容を別紙説明資料で説明いたしますので、議案第30号説明資料を御覧ください。説明は、各条を各区分ごとに説明欄を読み上げることで説明いたしますのでよろしくお願いいたします。名称、新冠町マイタウン委員会。第3条で定める組織において、委員数を20名以内と定めていること及び自薦の結果によって委員数が異なることから、委員数を表す30を削除いたしました。第1条、設置すなわち目的について、協働のまちづくりの推進と定めています。第2条では、委員会の所掌事務として協働のまちづくり推進と町総合計画の進捗状況の把握としています。第3条、組織と任期では、委員の数を20名以内とし、町が定める募集事項に応じて参加意思を有する者としています。任期は1年です。第4条、第5条では、委員会には委員長と副委員長を各1名置き、会議においては委員長が議長となる旨を定めています。第6条では、アドバイザーを置くことができるとし、協議する事項に深い関係を有する団体等から職員の出席を求めることを想定しています。円滑で効果的な協議を行うことを目的として定めています。第7条では、委員の報酬と費用弁償を関係条例で定める旨、第8条では規則への委任を定めています。議案書に戻りまして、3ページをお開きください。附則として、この条例は令和7年7月1日から施行する。

以上が、議案第30号、新冠町マイタウン30委員会設置条例の全部を改正する条例についての提案理由です。御審議賜り、提案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第30号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

中山議員。

○4番（中山千鶴子君） 4番中山です。こちらは、会員、20名以内の募集と書かれているんですけども、この人数が20名を超えた場合はどのように選出されるのでしょうか。

○議長（氏家良美君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） はい。各委員は10代から70代までの男女1名ずつを想定して設定してございますので、順当にいけば14名で構成されることになるんだとおもっております。ただ、希望によっては、同じ世代で複数の方が参加の求めがあったときには逐次柔軟に対応したいということで20名以内という形をとってございまして、これ以上、20名を超えるような委員数の想定というのは、今のところしていないという状況にございます。

○議長（氏家良美君） ほかにございせんか。

(「なし」の声あり)

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第30号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第31号

○議長（氏家良美君） 日程第15、議案第31号、新冠町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

新宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（新宮信幸君） 議案第31号、新冠町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

新冠町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を以下のとおり定めようとするものでございます。当町が行っております子ども医療費助成事業は、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、子ども医療費のうち、保険診療分の自己負担額の全額を助成する制度でございますが、このたびの改正におきまして、対象となります子どもの年齢を満15歳から満18歳へ拡大するとともに、対象外となる保護者の所得要件を撤廃することで、制度のさらなる充実を図り、全ての子どもたちが健やかに成長し、安心して子育てができる環境を整えるものでございます。

それでは、改正内容について新旧対照表で御説明いたしますので、2ページをお開きください。第2条は用語の定義でございまして、対象者を定めた本文中、満15歳を満18歳に改めるものでございます。第3条は、受給資格者に関する規定でございまして、各号に定める対象外の項目から保護者の所得額を規定した第3号を削除するものでございます。このたびの改正によりまして、子どもが中学校卒業後に、働かれている場合も想定されますが、所得制限等はないことから、世帯に属するこの監護をしている保護者が申請をすることを条件に、満18歳に達した年度末までは、全ての子どもが当該助成制度の対象となります。1ページにお戻りください。附則といたしまして、第1条この条例は令和8年4月1日から施行する。第2条この条例の施行日の前に、医療機関等において行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

以上が議案第31号新冠町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。御審議を賜り、提案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第31号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

酒井議員。

○1番（酒井益幸君） 1番酒井です。子育て環境の充実は、子育て世帯のみならず、町民の願いでもあると思っております。18歳の子ども医療費の無料化を過去の一般質問でも求めてまいりました。同僚議員からも同様の質問もありました。そこで、18歳までの子ども医療費無料化と、所得制限撤廃に至る決断に至る理由についてお伺いいたします。

○議長（氏家良美君） 山本町長。

○町長（山本政嗣君） はい。政策的な判断をなぜしたのかという、捉え方の中で私のほうから御説明させていただきます。今御指摘のように、子ども医療費の拡大については、これまでもそれぞれの議員さんから、御指摘なり御要望なりをいただいております。前体制におきまして、一貫して申し上げていたことは、子どもの医療費の助成というポイントで見てみたときに、これは拡大するべきだという考え方にはかならないわけでありましてけれども、子育て支援策全体で見たときに、他町との比較の中でも、御意見をいただけてきたけれども、他町ではない取り組みも当町の中ではやっていたということの中で、医療費の全額助成までは踏み込めなかったというのが前体制の中での前町長の判断であったというふうに捉えております。しかし、担当課のほうからはですね、実は毎年全道の状況を鑑みながら、ここら辺の時期に、拡大したらいいんじゃないだろうかというような要望は上がっていたのは確かであります。たまたま今年は骨格予算の年でありました。新年度の予算編成のときにも、保健福祉課のほうから、全道の状況、管内の状況を踏まえながら予算要求が上がってきたということでもあります。その状況を見ますとですね、管内では高校まで拡大しているのは2町しかありません。しかしながら、全道的な流れを見ますと、もう既に75%の市町村が高校生まで拡大をしていると。この状況の中で、新年度の予算編成の中では、新体制の中でこの判断を委ねようと言う骨格予算の中での今までどおりの判断になったということでもあります。今申し上げましたように、子どもによる医療費の拡大については全道的な流れの中でも新冠町も取り組まなければいけないという時期に来てたことは認識をしておりますし、全道の普及率というか実施率を鑑みながら、今回、実施の決断をしたということで御理解を賜りたいと思います。

○議長（氏家良美君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第31号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第32号～日程第17 議案第33号

○議長(氏家良美君) 日程第16、議案第32号、新冠町立日高判官館青年の家設置条例を廃止する条例について、日程第17、議案第33号、新冠町社会体育施設条例の一部を改正する条例について、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

工藤社会教育課長。

○社会教育課長(工藤匡君) 議案第32号、新冠町立日高判官館青年の家設置条例を廃止する条例について提案理由を申し上げます。

新冠町立日高判官館青年の家設置条例を廃止する条例を以下のとおり定めようとするものです。日高判官館青年の家は、青少年が健全な環境のもとで集団生活を通じて社会生活に必要な規律を体得することを期待し、日高管内の当時9町の組合立として昭和40年に建設されております。時代の変遷とともに、少年教育を主体とした運営を移行しながら、自然体験学習を通じ、規律や共同、友愛の精神を学ぶ宿泊研修施設として、その時代の教育課題に対応してまいりましたが、平成11年度には各町の財政状況の悪化から、日高管内組合立から新冠町立へ移管し、平成13年には、派遣社会教育主事の配置の停止、平成17年から、所長及び専門係の配置を停止し、正職員の配置をせず、社会教育課が管理運営を進めてまいりました。施設体制の変化とともに、利用者は、平成8年度の年間1万5000人をピークに、令和5年度は17団体2291人の利用者で、年々減少傾向にあり、加えて、施設も老朽化が著しく、本年度は改築の目安となる60年を経過することになります。

このような現状を踏まえ、令和5年度から取り組んでいる財政健全化に向けた事務事業の見直しにおいて、青年の家は廃止を含めた今後の在り方について検討するよう方針が示されております。協議の結果、青年の家の本来の目的となる生活指導や体験活動を通じた豊かな感性を育む教育活動に重きを置いた社会教育施設としての継続は難しく、また、青年の家建設当時から、当町における青年活動の基礎は今もふるさと盆踊りやろうそく出せなどの各種事業により継承され、施設としての役割は十分に果たしたと判断し、教育財産から普通財産に移管した上で、民間活用等、新たな活用を検討することといたしました。

これらのことから、新冠町立日高判官館青年の家に係る設置条例について廃止する条例を提案するものでございます。新冠町立日高判官館青年の家に係る設置条例は廃止する。附則といたしまして、この条例は令和7年7月1日から施行する。

以上が議案第32号、新冠町立日高判官館青年の家設置条例を廃止する条例についての提案理由でございます。御審議を賜り、提案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

引き続き次ページを御覧ください。議案第33号新冠町社会体育施設条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

新冠町社会体育施設条例の一部を改正する条例を以下のとおり定めようとするものでございます。ただいま議案第32号として、新冠町立日高判官館青年の家設置条例の廃止について上程いたしました。が、附帯設備である体育館については、今後も生涯スポーツの観点から、町民の皆様に継続して利用できるよう、社会体育施設として管理運営したく、条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表により説明いたしますので、3ページを御覧ください。別表第1は社会体育施設の名称及び位置を定めた表であります。が、新冠町民節婦体育館の項の次に、新冠町民判官館体育館、新冠郡新冠町字高江16番地の2を加えます。別表第2は、社会体育施設の使用料を定めた表であります。が、第2号の新冠町民節婦体育館の次に4ページに移ります。3号といたしまして、新冠町民判官館体育館の料金表を加えるものです。

2ページをお開きください。附則といたしまして、この条例は令和7年7月1日から施行する。

以上が議案第33号新冠町社会体育施設条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。御審議を賜りまして、提案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

最初に議案第32号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第32号に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより議案第32号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第33号に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第33号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

昼食のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時44分

再会 午後 1時00分

○議長(氏家良美君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第18 議案第34号

○議長(氏家良美君) 日程第18、議案第34号、令和7年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田総務課長。

○総務課長(島田和義君) 議案第34号、令和7年度新冠町一般会計補正予算について提案理由を申し上げます。

1ページをお開き願います。令和7年度新冠町一般会計補正予算、このたびは1回目の補正となります。歳入歳出予算の補正第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4007万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億7307万1000円にしようとするものです。

債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の追加及び変更は、第2表債務負担行為補正によるものです。

地方債の補正、第3条地方債の追加及び変更は、第3表地方債補正によるものです。

はじめに債務負担行為の補正について説明いたしますので、4ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正、1、追加です。災害対策用車両購入費、期間は令和7年度から令和11年度まで、限度額470万円は、備荒資金を活用して、災害時の移動式電源となる外部給電機能を有するワゴンタイプの車両1台を購入するものです。本車両については、令和6年度の当初予算において措置しましたが、車両の受注が一定期間停止となり、年度中の販売が見込まれなくなったため、減額補正したものです。節婦体育館LED照明導入事業、期間は令和7年度から令和17年度まで、限度額670万円は、老朽化及び複数箇所が故障により点灯しない水銀灯照明をリース方式によりLED照明に更新するものです。次に、2の変更です。住民基本台帳ネットワークシステム購入費、期間の変更はありません。限度額、変更前1070万8000円を変更後15万6000円増の1086万4000円に増額するものです。本事業は、備荒資金を活用して購入を進めるのですが、貸付利率が当初見込みの年0.5%から年1.1%に上昇したため増額となったものです。節婦町地区津波避難タワー建設事業、期間の変更はありません。限度額、変更前4億9842万1000円を変更後6672万6000円増の、5億6514万7000円に増額するものです。限度額は2カ年分の本体工事費、工事管理業務委託料及び工事監理発注者支援業務委託料の合計額としていましたが、北海道との事業ヒアリングにおきまして、労務単価及び資材単価の上昇に伴う増額分で3625万6000円、補助対象基準の変更に伴う仕様変更で2508万円、タワー設置により発生する電波障害対策工事費用で539万円、これらを合わせた6672万6000円を追加するものです。

次に、第3表、地方債の補正について説明いたします。1、追加です。農業水利施設等整備事業、限度額2230万円は、東泊津地区橋本地先明渠排水整備事業に係る緊急自然災害防止対策事業債です。緊急浚渫推進事業、限度額1420万円は、比字川河道内整備工事ほか1件に係る緊急浚渫推進事業債です。地域住宅整備事業、限度額930万円は、ひがつら団地外部改修事業に係る公営住宅建設事業債です。温泉施設整備事業、限度額6320万円は、宿泊棟新館及びレストラン棟の老朽化した屋根葺き替え及び外壁等の塗装、腐食した屋外丸太柱の修復工事に係る過疎債です。5ページに移ります。2、変更です。全ての事業において利率が補正前2.5%以内から、補正後4.0%以内に変更となっております。説明は限度額に変更があった事業のみ申し上げます。過疎地域自立促進特別事業は、地域医療の確保などソフト事業に充当している過疎債で、基本限度額が増額となったことから、限度額6390万円を補正後100万円増の6490万円に。続きまして、3つ飛びまして、テレビ共同受信施設整備事業は、老朽化している東川共栄地区テレビ共同受信施設の更新整備に係る辺地債で、本体工事に充当する分を増額するもので、限度額370万円を補正後2620万円増の2990万円に。続いて4つ飛びまして、道路整備事業は、美宇若園線泉若園浄水場地先排水路補修設計業務ほか2件に係る緊急自然災害防止対策事業債で、新たに泉神社大森線道路側溝調査設計業務ほか2件を追加するもので、限度額950万円を補正後2540万円増の3490万円に。続いて、河川整備事業は、新冠5号川小学校地先護岸補修設計業務ほか1件に係る緊急自然災害防止対策事業債で、

新たに比字川河床洗掘防止対策工事ほか3件を追加するもので、限度額430万円を補正後1710万円増の2140万円に。続いて、1つ飛びまして、公有林整備事業は、町有林森林整備事業に係る国の予算等貸付金債で、新たに町有林保育間伐事業を追加するもので、限度額1600万円を補正後320万円増の1920万円にそれぞれ変更しようとするものです。

次に、事項別明細書の歳出より説明いたしますので、13ページから14ページをお願いします。説明につきましては、主要事業に係る6月補正予算説明資料を配付させていただいておりますので、ここに掲載の事業につきましては、簡潔に行いますので、よろしくお願いたします。また、人件費に係る補正についてですが、正職員分は、4月1日の人事異動に伴う各科目間の調整及び、土木技師1名の採用を見込んでいたほか、昇給昇格による増額、共済費率の変動及び退職手当組合負担金率の確定に伴う増額で、合計2650万2000円の増額となっております。なお、予算措置の人数は補正前の124名から1名増の125名となっております。次に会計年度任用職員分は、主に共済費率の変動及び退職手当組合負担金率の確定に伴い、合計366万6000円の増額となっております。予算措置の人数は補正前の79名から変更ありません。これら各科目における、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、18節負担金補助及び交付金の説明は省略させていただきますので、御了承願います。

1款、1項、1目ともに議会費238万9000円の減は、人事異動による減額。15ページから16ページに移ります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1322万7000円の追加。16ページ説明欄の下段、2のOA推進費29万4000円の増額は、行政DX推進係にかかる研修経費を計上。3の公用車管理費12万円の増額は、債務負担行為の補正で説明いたしました災害対策用車両購入に係る経費を計上。17ページから18ページに移ります。2目文書広報費91万7000円の追加は、町のホームページ改修業務委託料を計上。3目財産管理費1368万円の追加。18ページの説明欄、1のその他（土地等）町有財産管理費1042万円の増額は、北央団地敷地及びサラブレット駐車公園敷地として借上げている土地の購入経費を計上。2の北星町町有地開発事業326万円の増額で、修繕費73万9000円の増額は、草刈り等土地を管理する上で、支障となる凸凹箇所の不陸整形を行うもの。委託料252万1000円の増額は、現況測量を行い、今後の全体計画構想図等作成に必要となる基礎データとするもの、及び草刈り業務を委託するもの。4目町有林造成管理費825万円の追加は、若園地区の町有林保育間伐事業に係るもの。5目企画費1億1007万8000円の追加。18ページ、説明欄1の地域生活活動支援事業3367万7000円の増額で、新冠町地域公共交通活性化協議会負担金3363万2000円の増額は、国の共創モデル実証運行事業を活用し、町内全域を対象とするAIオンデマンド交通実証事業を行うもの。地域コミュニティ活動支援事業補助金4万5000円の増額は、西泊津自治会が行う泊津生活館整備事業に対して補助するもの。2の定住移住促進対策経費33万円の増額は、中古住宅の売買1件に対する

もの。3の定住移住支援事業800万円の増額は、新築住宅取得5件、中古住宅取得4件に対するもの。4のテレビ共同受信施設整備事業5500万円の増額は、東川共栄地区テレビ共同受信施設の老朽化更新整備を実施するもの。20ページに移ります。5の情報通信基盤整備事業1307万1000円の増額は、日高道新冠IC工事及び節婦小橋架替工事、NTT柱建替え、北電柱建替えの各箇所に係る光ケーブルの支障移設及び高江地区の断線事故に伴う復旧費を計上。21ページから22ページに移ります。2項徴税费、1目税務総務費180万2000円の追加。22ページ、説明欄下段、2の徴税還付金50万円の増額は、法人町民税に係る法人1社の修正申告において、約100万円を還付したため、今後予算不足が見込まれることから、昨年度の実績額程度まで増額するもの。23ページから24ページに移ります。3項、1目ともに戸籍住民基本台帳費74万8000円の追加。24ページ、説明欄2の戸籍住民基本台帳費2万1000円の増額は、住民基本台帳ネットワークシステム購入費の償還金で備荒資金の貸付利率上昇によるもの。3の戸籍電算化事業68万2000円の増額は、システムに戸籍ふりがな市町村長記録機能を追加するもの。25ページから26ページに移ります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費1955万5000円の追加。26ページ、説明欄3の民生委員活動費3万5000円の増額は、3年に1度の委員改選に伴う推せん会の開催に係るもの。4の子ども医療費給付費297万2000円の増額は、子ども医療費の給付対象年齢を現行の満15歳から満18歳まで拡大するためのシステム改修と受給者証を作成するもの。28ページに移ります。5の新冠町定額減税不足額給付金支給事業147万1000円の増額は、今後支給を予定している定額減税不足額給付金の対象者抽出及び支給事務に係る会計年度任用職員の人件費を計上。6の国民健康保険事業繰出金400万円の増額は、国保会計で説明いたします。7の福祉暖房費給付事業369万7000円の増額は、灯油価格等の高騰に伴い、高齢者等の世帯に対して暖房費を助成するもので、給付金のほかチラシ作成費、通知書郵送料、口座振込手数料を計上。8の新冠町子ども発達支援センター事業269万5000円の増額は、老朽化した施設の外壁塗装及び補修工事を行うもので、本年度から年次計画で進めようとするものです。2目老人福祉費1032万1000円の追加は、27節繰出金で介護サービス特別会計で説明いたします。4目地域包括支援センター費56万2000円の追加。30ページに移ります。30ページ、説明欄2の徘徊高齢者位置情報検索機器導入費補助事業2万円の増額は、GPS機器を導入する町民1名に対して、導入費用と使用料を補助するもの。5目老人福祉施設費40万円の追加は、備品購入費で高齢者共同生活施設あいあい荘の食堂に暑さ対策としてエアコン1台を設置するもの。6目社会福祉施設費25万5000円の追加は、本町多目的交流センター横駐車場の排水及び法面を修繕するもの。31ページから32ページに移ります。2項児童福祉費、2目児童福祉施設費71万7000円の追加。32ページ説明欄2の児童館運営費29万6000円の増額は、児童用新刊図書購入等及び老朽化した和机を更新するもの。33ページから34ページに移ります。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費222万40

00円の追加は、人件費の調整によるもの。3目環境衛生費201万1000円の追加。34ページ説明欄2の空家対策推進事業200万円の増額は、危険空家の除却2件分を計上。4目診療所費、補正額はありますが、国保診療所特別会計の繰出金に基本限度額が増額になった過疎債ソフト事業分100万円を追加充当したことから、財源内訳が変更になったものです。35ページから36ページに移ります。3項水道費、2目簡易水道費1068万7000円の追加は、簡易水道事業会計に対する補助金で、簡易水道事業会計において説明いたします。37ページから38ページに移ります。5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費323万1000円の追加は、人件費の調整によるもの。2目農業総務費263万5000円の減。40ページに移ります。40ページ、説明欄2の農業振興事業補助金251万1000円の減額。地域担い手育成総合支援協議会補助金86万4000円の増額は、相談員の人件費分を計上。農業次世代人材投資資金337万5000円の減額は、令和5年度に新規就農した3組が令和7年度上半期分で交付終了となるため、不用額を減額するもの。3目農業振興費2407万3000円の追加。説明欄2の農業用施設維持管理費186万5000円の増額は、高江地区明渠排水中本地先土砂掘削ほか2か所の修繕及び修繕用資材を購入するもの。3の緊急自然災害防止対策事業2236万9000円の増額は、東泊津地区橋本地先明渠排水整備工事を行うもの。41ページから42ページに移ります。4目畜産業費1231万5000円の追加。42ページ説明欄1の地方競馬協賛レース支援事業32万7000円の増額は、6か所の競馬場における協賛レース副賞品の購入費及び送料を計上。2の受精卵移植事業131万1000円の増額は、新冠町受精卵移植協議会に対し、採卵料金と移植料金の30%を補助するもの。3の軽種馬振興関係経費167万7000円の増額。消耗品7万7000円の増額は、ホッカイドウ競馬協賛特別レース副賞品の購入費。ホッカイドウ競馬売上増進対策負担金30万円の増額は、新冠、新ひだか2デイズ協賛レース等に係る負担金。軽種馬販売促進事業補助金130万円の増額は、インターネットを活用した新冠産馬の販売促進事業を行う新冠町軽種馬生産振興会に対する補助金。4の軽種馬市場上場促進事業900万円の増額は、生産者の経営安定とコンサイナー利用による売れる馬づくりを促進するため、1歳まで馴致育成期間30日以上の場合に補助するもの。5目牧野管理費11万円の追加は、人件費の調整によるもの。43ページから44ページに移ります。2項林業費、1目林業振興費270万2000円の追加は、人件費の調整によるもの。4目森林公園費316万8000円の追加は、老朽化が著しいタコッペ湿原の木道の一部を撤去するもの。45ページから46ページに移ります。3項水産業費、1目水産業振興費947万9000円の追加は人件費の調整によるもの。47ページから48ページに移ります。6款、1項ともに商工費、2目観光費6158万3000円の追加。48ページ説明欄2の新冠温泉施設管理運営事業6541万4000円の増額。修繕料146万3000円の増額は、和風風呂ミストサウナの配管及びボイラーを修繕するもの。新冠温泉施設指定管理料69万円の増額は、過年度発行の入浴にかかる回数券及び無料券の使用精算分を支払うもの。工事請負費63

26万1000円の増額は、屋外の腐食が著しい丸太柱の修復と宿泊棟新館及びレストラン棟の屋根葺き替え及び外壁等の舗装を行うもの。3の新冠IC開通前イベント開催事業366万円の増額は、新冠ICの開通を広くPRするため高規格道路内でのウォーキングや道の駅におけるキッチンカー及び観光PRブース出展などのイベントを開催するもの。49ページから50ページに移ります。7款土木費、1項道路橋梁費、2目道路維持費3151万円の追加。50ページ、説明欄1の車両管理経費260万円の増額は、グレーダー及びダンプ車両の修繕を行うもの。2の町道維持補修費346万7000円の増額。修繕料57万1000円の増額は、第1号線飛渡地先道路流末排水補修ほか2か所の修繕を行うもの。町道維持補修等工事289万3000円の増額は、東泊津新冠線東町地区沿道の支障木を伐採するもの。土地購入費3000円の増額は、第1号線道路流末排水未処理用地を買収するもの。3の緊急自然災害防止対策事業2544万3000円の増額。設計業務委託料275万円の増額は、泉神社大森線道路側溝及び横断管渠の調査設計を行うもの。町道維持補修等工事2269万3000円の増額は、万世新冠線の道路排水改修及び判官館3号線の道路改良舗装を行うもの。3目道路新設改良費47万4000円の追加は、人件費の調整によるもの。51ページから52ページに移ります。2項河川費、1目河川総務費3248万4000円の追加。52ページ説明欄1の河川整備工事111万2000円の増額は、東泊津川三股橋上流地先河床掘削法面ほか3か所の修繕を行うもの。2の緊急浚渫推進事業1424万5000円の増額は、比宇川河道内ほか2か所の整備を行うもの。3の緊急自然災害防止対策事業1712万7000円の増額。設計業務委託料231万円の増額は、勝山川吉本地先河道内崩落箇所の調査設計を行うもの。河川整備等工事1481万7000円の増額は、比宇川河床洗掘防止対策工事ほか3か所の工事を行うもの。53ページから54ページに移ります。3項住宅費、1目住宅管理費415万8000円の追加は、ひがつら団地玄関前の段差解消修繕及び東栄団地及びゆとりの団地のセントラル換気システム延べ6基を更新するもの。2目住宅建設費2222万7000円の追加。54ページ、説明欄2の公営住宅交付金事業2169万2000円の増額は、ひがつら団地4戸の外部改修を行うもの。55ページから56ページに移ります。4項下水道費、1目下水道整備費18万8000円の追加は、下水道事業会計に対する補助金で、下水道事業会計において説明いたします。57ページから58ページに移ります。8款、1項ともに消防費、1目常備消防費833万1000円の追加は、日高中部消防組合支署経費負担金で、主な増額は新冠消防団第6分団庁舎外部塗装工事及び大型油圧救助資器材購入費です。2目災害対策費623万3000円の追加。58ページ、説明欄1の災害対策費572万円の増額。消耗品費541万円の増額は、町の防災備蓄計画に基づき、飲料水やライスなどの食料と毛布などの資材を購入するもの。新冠町津波防災力向上モデル事業補助金13万円の増額は、モデル地区継続1自治会、新規1自治会を計上。防災士資格取得支援事業補助金18万円の増額は、新規事業として、地域における防災リーダーを育成する目的で、防災士養成講座受講料等の経費を補助するもの。2の防災無線設備等維持経費5

1万3000円の増額は、防災無線携帯機5台を購入するもの。59ページから60ページに移ります。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費1247万4000円の追加。60ページ、説明欄下段3の高校生通学支援事業335万5000円の増額は、道南バスの定期代が1.8倍に値上げとなったことを考慮し、これまでの新冠静内間、月3000円の補助を定期代の半額に見直し、補助するもの。61ページから62ページに移ります。2項小学校費、1目学校管理費26万4000円の減。62ページ、説明欄下段、2の小学校管理運営費23万円の増額は、朝日小学校から移管した図書約1900冊を収納するため、新たに本棚を購入するもの。63ページから64ページに移ります。3項中学校費、1目学校管理費106万9000円の追加。64ページ、説明欄1の中学校保健管理経費13万2000円の増額は、昨年度中止となった眼科受診のための委託料130名分を計上。3の中学校管理運営費33万3000円の増額は、排水機能が低下している校舎裏排水路における土砂を掘削するもの。65ページから66ページに移ります。4項、1目ともに認定こども園費388万1000円の減は、人件費の調整によるもの。67ページから68ページに移ります。5項社会教育費、1目社会教育総務費87万4000円の減。68ページ、説明欄中段2のプラスワンセミナー67万円の増額は、生涯学習の一環として講演会を開催するもので、チケット用紙の購入や講師ケータリング、講師委託料を計上。3の新冠町家庭教育学級2万円の増額は、家庭教育の向上を図るための講座を開催するもの。2目レ・コード館事業推進費461万7000円の追加。68ページ、説明欄下段1のレ・コード館整備事業703万7000円の増額。工事請負費677万6000円の増額は、経年劣化等に対応するため、非常用蓄電池交換工事、高圧受電機器交換工事、監視カメラ更新工事を実施するもの。レ・コード館備品購入費26万1000円の増額は、科学工場の新たな利活用に係る幼児、親子向けの備品を整備するもの。69ページから70ページに移ります。3目図書費5万6000円の追加は、人件費の調整によるもの。4目青少年育成費379万4000円の追加。70ページ説明欄1の新冠町青少年国内研修交流事業364万9000円の増額は、引き続き沖縄県金武町子ども会との交流等を行うもので、引率旅費、事前事後研修用事務費、荷物運搬費、旅行委託料を計上。3のボランティア養成事業8万2000円の増額は、新規に中高生を対象として、青年団体等が主催する事業へボランティアとして参加を促し、自己成長や将来の青年活動等を担う人材育成を目指し実施するもので、活動時の軽食代や傷害保険料等を計上。71ページから72ページに移ります。7目町民センター費780万円の追加。72ページ、説明欄1の社会教育関係施設整備工事341万円の増額は、経年劣化している高圧受電設備を更新するもの。町民センター用備品購入費439万円の増額は、経年劣化したトレーニングルーム機器11種を新たに購入するもの。73ページから74ページに移ります。6項保健体育費、1目保健体育総務費77万1000円の減は、人件費の調整によるもの。2目体育施設費33万2000円の追加は、老朽化及び複数箇所が故障のため点灯しない水銀灯照明をリース方式によりLED照明に更新するものです。75ページから76ページに移ります。7

項1目ともに学校給食費302万5000円の追加は、老朽化により漏水が起きている小学校及び中学校の給食室厨房給湯配管の改修を行うもの。歳出はここまでですが、29ページを飛ばしてしまいました。申し訳ございません。7目生活館費、飛ばしておりました。7目生活館費1万8000円の追加は、共済費の利率確定によるものです。申し訳ございません。

それでは、歳入に移りますので、9ページから10ページをお開きください。歳入の補正につきましては、基本的に歳出の補正に伴い増減しているものですので、一部の説明を除き、補正金額のみ読み上げさせていただき、内容等は説明欄での御確認をお願いいたします。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金2964万9000円の追加。1節総務管理費国庫補助金146万7000円の増額は、定額減税不足額給付金支給事業に対するもの。3目衛生費国庫補助金100万円の追加。4目土木費国庫補助金936万1000円の追加は、ひがつら団地外部改修事業に対するもの。15款道支出金、2項道補助金、1目総務費道補助金497万8000円の追加。4目、農林水産業費道補助金337万5000円の減。17款、1項ともに寄附金、2目指定寄附金10万円の追加は、室蘭地区トラック協会日高中部支部より児童生徒の交通安全対策にと頂いたもの。18款繰入金、1項基金繰入金、1目ふるさとづくり基金繰入金1950万円の追加及び3目財政調整基金繰入金、1億2000万円の追加は、財源不足分を繰り入れるもの。19款、1項、1目ともに繰越金4971万円の追加は、前年度繰越金を財源化するもの。11ページから12ページに移ります。20款諸収入、4項、5目ともに雑入2722万8000円の追加。12ページ、説明欄5の地域公共交通活性化協議会負担金2408万8000円の増額は、AIオンデマンド交通実証事業に対するもの。6のテレビ共同受信施設組合加入世帯負担分125万円の増額は、東川共栄地区テレビ放送共同受信施設整備事業に係る受益者負担金。5項、1目ともに受託事業収入2万円の追加。21款、1項ともに町債、1目総務債から6目商工債までの合計1億8190万円の追加は、4ページから5ページの地方債補正で説明のとおりですので、説明は省略させていただきます。

以上が議案第34号、令和7年度新冠町一般会計補正予算の提案理由です。御審議を賜り、提案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第19 議案第35号

○議長（氏家良美君） 日程第19、議案第35号、令和7年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

新宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（新宮信幸君） 議案第35号、令和7年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算について提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。令和7年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算、このたびは1回目の補正となります。

令和7年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算を次のとおり定めようとするものです。歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1966万2000円にしようとするものです。補正内容につきまして、事項別明細書の歳出から説明いたしますので、8ページから9ページをお開き願います。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、400万円の追加。12節委託料390万円の増額及び、13節使用料及び賃借料10万円の増額は、いずれも市町村事務処理標準システム北海道クラウドをガバメントクラウドへ移行するために必要となる費用を計上するもので、12節委託料は、システム移行に係る環境構築業務を委託するもの。13節使用料及び賃借料は、共同利用型ネットワークを利用するために、国保専用ポートを追加する費用でございます。

次に、歳入の説明をいたしますので、6ページから7ページをお開きください。5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金400万円の追加。4節その他一般会計繰入金400万円の増額は、歳出に計上した市町村事務処理標準システム北海道クラウドをガバメントクラウドへ移行するために必要となる費用の財源で、全額が補助対象となる見込みです。当該補助金は、一般会計で一括収入となるため、同額を国保会計に繰り入れるものです。

以上が議案第35号、令和7年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算についての提案理由でございます。御審議を賜り、提案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第20 議案第36号

○議長（氏家良美君） 日程第20、議案第36号、令和7年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

竹内特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（竹内修君） 議案第36号、令和7年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算の提案理由について御説明申し上げます。

1ページをお開き願います。令和7年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算、このたびは1回目の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1032万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2025万1000円にしようとするものです。

事項別明細書の歳出から御説明申し上げますので、8ページから9ページをお開きください。1款総務費、1項一般管理費、1目施設介護サービス事業費988万4000円の

追加。2節給料、3節職員手当等、4節共済費及び18節負担金補助及び交付金の増額は、一般職職員人件費の調整。14節工事請負費561万円の増額は、恵寿荘第一受電設備改修工事で、老朽化したキュービクルの改修及び変圧器1台の更新に係るもので、詳細は予算説明資料を御参照ください。1款総務費、1項一般管理費、2目短期入所生活介護事業費43万7000円の追加。4節共済費、18節負担金補助及び交付金の増額は、一般職職員人件費の調整です。

次に、歳入について御説明申し上げますので、6ページから7ページをお開きください。2款繰入金、1項1目1節いずれも一般会計繰入金で1032万1000円の追加は、歳入歳出精査に伴う不足額を一般会計から繰り入れるもの。

以上が議案第36号の提案理由の説明でございます。御審議を賜り、提案どおり御決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第21 議案第37号～日程第22 議案第38号

○議長（氏家良美君） 日程第21、議案第37号、令和7年度新冠町簡易水道事業会計補正予算、日程第22、議案第38号、令和7年度新冠町下水道事業会計補正予算、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

寺西建設水道課参事。

○建設水道課参事（寺西訓君） 議案第37号、令和7年度新冠町簡易水道事業会計補正予算につきまして提案理由を申し上げます。

このたびは第1回目の補正となります。このたびの主な補正理由につきましては、建設改良費における工事請負費の増額で、道道滑若新冠停車場線道路改良に伴い老朽管の更新工事を併せて行うためです。

第1条、総則、令和7年度新冠町簡易水道事業会計補正予算は、次に定めるところによるものであります。第2条、業務の予定量、令和7年度新冠町簡易水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量は、次のとおり補正するものです。（4）主要な建設改良事業、水道施設維持工事、既決予算額2919万4000円を、1078万円追加し、3997万4000円にするものです。第3条、収益的収入及び支出、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり補正するものです。収入、第1款営業外収益、第2項営業外収益、1468万7000円を追加し、1億6303万3000円とし、簡易水道事業収益総額3億555万2000円に。支出、第1款簡易水道事業費用、第1項事業費用9万3000円を減額し、2億4897万2000円とし、簡易水道事業費用総額2億6889万9000円にするものです。第4条、資本的収入及び支出、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7116万7000円は、過年度損益勘定留保資金782万6000円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額

181万6000円、当年度損益勘定留保資金3451万4000円及び当年度未処分利益余剰金2701万1000円で補填するものとするに改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものです。2ページに移ります。支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費を1078万円追加し、3997万4000円とし、資本的支出総額を1億3355万円とするものです。第5条、議会の議決を得なければ流用することができない経費、予算第7条に定めた議会の議決を得なければ流用することができない経費を次のとおり補正するものです。職員給与費を25万1000円減額し、877万9000円とするものです。第6条、他会計からの補助金、予算第8条に定めた一般会計からの補助を受ける金額を次のとおり補正するものです。他会計補助金1068万7000円追加し、総額1億831万9000円とするものです。第7条、利益余剰金の処分、予算第9条に定めた当年度利益余剰金の処分額を次のとおり補正するものです。(1)第4条資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の補填として、203万9000円を追加し、2701万1000円とするものです。

次に補正予算明細書で説明いたしますので、13ページをお開きください。第3条の収益的支出、第1款簡易水道事業費用9万3000円の減額、1項営業費用、5目総係費、2節から22節手当ほか9万3000円の減額は、人件費に伴うもので、主な理由は住居手当において借家より持家に変更になったためです。14ページに移ります。第4条資本的支出、第1款資本的支出、1項1目ともに建設改良費1078万円の追加は、道道滑若新冠停車場線本町幸ずし地先旧JR日高線学校踏切部の道路改良工事を北海道が実施するため、その工事に合わせて踏切横断箇所の水道老朽管を更新するものです。12ページに戻ります。第3条の収益的収入、第1款簡易水道事業収益、第1項営業外収益、1目他会計補助金1068万7000円の追加は、収益及び資本に関わる総資金不足分を計上しております。

以上、議案第37号、令和7年度新冠町簡易水道事業会計補正予算について、提案理由を申し上げました。御審議を賜り、提案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

引き続き、議案第38号、新冠町下水道事業会計補正予算の提案理由を申し上げますので、お開きください。

議案第38号、令和7年度新冠町下水道事業会計補正予算につきまして提案理由を申し上げます。

このたびの補正は第1回目の補正となります。このたびの主な補正理由につきましては、人件費における共済費率の変更に伴い増額を行うものです。第1条、総則、令和7年度新冠町下水道事業会計補正予算は、次の定めるところによるものであります。第2条、収益的収入及び支出、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり補正するものです。収入、第1款下水道事業収益、第1項営業外収益を18万8000円追加し、1億6077万7000円とし、下水道事業収益総額を2億717万3000円に。支出、

第1款下水道事業費用、第1項営業費用を18万8000円追加し、1億8084万3000円とし、下水道事業費費用総額を1億8670万1000円とするものです。第3条、議会の議決を得なければ流用することができない経費、予算第8条に定めた議会の議決を得なければ流用することができない経費を次のとおり補正するものです。職員給与費を2万2000円追加し、1008万1000円とするものです。第4条、他会計からの補助金、予算第9条に定めた一般会計からの補助を受ける金額を次のとおり補正するものです。他会計補助金18万8000円を追加し、総額1億1473万9000円とするものです。

次に補正予算明細書で説明いたしますので、10ページをお開きください。第3条の収益的支出、第1款下水道事業費用18万8000円の追加、1項営業費用、4目総係費、4節から22節、法定福利費ほか18万8000円の追加は、共済利率の変更に伴うためのものです。9ページに戻ります。第3条の収益的収入、第1款下水道事業収益、2項営業外収益、1目他会計補助金18万8000円の追加は、収益に関わる関わる総資金不足分を計上しております。

以上、議案第38号、令和7年度新冠町下水道事業会計補正予算について提案理由を申し上げます。御審議を賜り、提案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

◎閉議宣言

○議長（氏家良美君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後2時00分 閉議）